

議案第48号

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2022年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、2022年4月1日に実施する組織改正及び営繕課から施設課への事務の移管に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務決裁規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

2022年4月1日に実施する組織改正及び営繕課から施設課への事務の移管に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 共通決裁事項の工事に関する事項を改めます。(別表第2関係)
- (2) 新たな学校づくり推進課の個別決裁事項を加えます。(別表第3関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会事務決裁規程（平成13年3月町田市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後					改正前						
(定義)					(定義)						
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
(1)～(4) 略					(1)～(4) 略						
(5) 課長 規則第6条第1項に規定する課長及び所長並びに同条第2項に規定する特命担当課長をいう。					(5) 課長 規則第6条第1項に規定する課長及び所長並びに同条第2項及び第3項に規定する特命担当課長をいう。						
(6) 略					(6) 略						
(7) 担当課長 規則第6条第3項(規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する担当課長をいう。					(7) 担当課長 規則第6条第4項(規則第23条において準用する場合を含む。)に規定する担当課長をいう。						
(8)～(10) 略					(8)～(10) 略						
(代決)					(代決)						
第5条 略					第5条 略						
2 前項の場合において、第一次代決者又は第二次代決者の職が置かれていないときは、第二次代決者又は第三次代決者をそれぞれ第一次代決者又は第二次代決者とする。					2 第1項の場合において、第一次代決者又は第二次代決者の職が置かれていないときは、第二次代決者又は第三次代決者をそれぞれ第一次代決者又は第二次代決者とする。						
3 略					3 略						
別表第2(第8条関係)					別表第2(第8条関係)						
共通決裁事項					共通決裁事項						
1～3 略					1～3 略						
4 工事に関する事項					4 工事に関する事項						
項目	教育 長	専決区分			合議先	項目	教育 長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機 関の長				部長	課長	教育機 関の長	

(1) 工事施行に伴う不動産借受けの決定及び契約をすること。		○			
(2) 略	略	略	略	略	略
(3) 設計図書及び工事の施行に関する書類の確認及び承認をすること。		<u>3,000,000</u> 0円超	<u>3,000,000</u> 0円以下	<u>3,000,000</u> 0円以下	
(4) 設計基準、業務委託基準、単価契約工事基準及び監督基準を設定すること。		○			
(5) 工事等の施行を依頼すること。		○			

(1) 工事の起工をすること。		<u>3,000,000</u> 0円超 30,000,000円以下	<u>3,000,000</u> 0円以下		
(2) 工事施行に伴う不動産借受けの決定及び契約をすること。		○			
(3) 略	略	略	略	略	略

(6) 監督を依頼すること。		○			
----------------	--	---	--	--	--

備考

- 1 略
- 2 この表の適用に当たり、2の項第8号に係る専決区分のうち「課長」及び「教育機関の長」には規則第6条第2項及び第22条第2項に規定する特命担当課長は含まないものとする。

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

- 1 略
- 2 新たな学校づくり推進課

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
(1) <u>新たな学校づくりに伴う関係機関との協議に係る事務を処理すること。</u>	特に重要なもの	重要なもの	定例軽易なもの	

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用に当たり、2の項第8号に係る専決区分のうち「課長」及び「教育機関の長」には規則第6条第2項及び第3項並びに第22条第2項に規定する特命担当課長は含まないものとする。

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

- 1 略

- 2 略
- 3 略
- 3の2 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略

10 略

8 略

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。